

東京都台東区公金事務における指定公金事務取扱者の指定等に関する事務取扱要領

令和6年4月制定

令和6年10月改定

(趣 旨)

第1条 この要領は、台東区の公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下「公金事務」という。)において、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者の指定等について、法、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)及び東京都台東区会計事務規則(昭和39年9月台東区規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定公金事務取扱者の選定等)

第2条 歳入徴収部長等又は収支命令者は、指定公金事務取扱者の選定の方法を、競争入札、随意契約又は企画提案方式のいずれかから選択するものとし、その選定については会計管理者と協議するものとする。

2 歳入徴収部長等又は収支命令者は、前項に規定する選定に当たって、指定公金事務取扱者に指定しようとする者又は指定公金事務取扱者の指定の申出のあった者から、地方自治法施行規則第12条の2の12に規定する事項を記載した指定公金事務取扱者指定申出書(第1号様式)のほか、必要に応じ、地方自治法施行令第173条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当していることが確認できる書類等を提出させるものとする。

3 歳入徴収部長等又は収支命令者は、指定公金事務取扱者の指定の申出に基づき指定をしたときは指定公金事務取扱者指定通知書(第2号様式)により、指定をしないこととしたときは指定公金事務取扱者不指定通知書(第3号様式)により、当該申出書を提出した者に通知しなければならない。

(指定公金事務取扱者の名称等の変更の手續)

第3条 法第243条の2第3項の規定による届出は、指定公金事務取扱者変更届出書(第4号様式)によるものとする。

(指定公金事務取扱者による公金の支出)

第4条 会計管理者は、指定公金事務取扱者による公金の支出があったときは、当該支出に係る結果を、指定公金事務取扱者に報告させなければならない。

(指定公金事務取扱に対する検査)

第5条 法第243条の2の2第4項に規定する証明書の様式は、第5号様式によるものとする。

(指定の取消)

第6条 法第243条の2の3第1項の規定により、指定公金事務取扱者の指定を取り消したときは、指定取消の旨及びその理由を指定公金事務取扱者指定取消通知書(第6号様式)により、当該指定公金事務取扱者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、台東区の公金事務における指定公金事務取扱者の指定等に関して必要な事項は、会計管理者が別に定める。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

指定公金事務取扱者指定申出書

東京都台東区長 殿

申出者
主たる事務所の所在地
名称
代表者名

地方自治法施行規則第12条の2の12の規定により、指定公金事務取扱者の指定を受けることを下記のとおり申し出ます。

記

- 1 名称
- 2 主たる事務所の所在地

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

指定公金事務取扱者指定通知書

あて

東京都台東区長



年 月 日付で申出のあった指定公金事務取扱者の指定について、選考の結果、下記のとおり指定公金事務取扱者として指定したので、地方自治法施行規則第12条の2の1第2項の規定により通知します。

記

- 1 名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 委託を受ける公金事務の内容
- 4 指定期間 年 月 日から
年 月 日まで

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

指定公金事務取扱者不指定通知書

あて

東京都台東区長



年 月 日付で申出のあった指定公金事務取扱者の指定について、選考の結果、指定公金事務取扱者として指定しないこととしたので、地方自治法施行規則第12条の2の1第2項の規定により通知します。

記

- 1 名称
- 2 住所又は主たる事務所の所在地
- 3 指定しない理由

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

指定公金事務取扱者変更届出書

東京都台東区長 殿

申出者
主たる事務所の所在地
名称
代表者名

指定公金事務取扱者の申請にあたり提出した申出書又はその添付資料の内容について、下記のとおり変更したいので、地方自治法施行規則第12条の2の15の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

指定公金事務取扱者指定取消通知書

あて

東京都台東区長



指定公金事務取扱者の指定について、下記の理由により指定を取り消すこととします。地方自治法施行規則第12条の2の18の規定により通知します。

記

- 1 名称
- 2 住所又は主たる事務所の所在地
- 3 指定取消日
- 4 取消理由